

# 酒田市社会福祉法人連絡会議開催要領

## (目的等)

第1条 市内で活動する社会福祉法人（以下「法人」という。）の法人間理解と協力体制の強化、また、法人及び社会福祉法に定める「地域における公益的な取組」をはじめとする各種法人活動への地域住民の理解の促進等を目的として、酒田市社会福祉法人連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

## (協議等)

第2条 連絡会議は、次の事項を実施及び協議する。

- (1) 法人合同での勉強会及び研修会
- (2) 法人間での情報提供と共有
- (3) 法人及びその活動の地域住民への周知及び発信
- (4) その他、連絡会議の目的達成のために必要な事項

## (組織)

第3条 連絡会議は、会を代表する議長と補佐・代理する議長代理を設ける。  
2 議長は、酒田市社会福祉協議会会長をもって充てる。  
3 議長代理は、酒田市社会福祉協議会常務理事をもって充てる。

## (開催)

第4条 連絡会議は、市内で活動する社会福祉法人の出席をもって開催する。  
2 連絡会議は、必要に応じて関係機関・団体を招へいすることができる。  
3 連絡会議は、議長が開催する。  
4 連絡会議は、一年度に会2回を目途に開催する。  
5 議長は、4のほか、必要に応じて会を開催することができる。

## (議事の進行)

第5条 連絡会議の議事は、議長が進行する。  
2 議長に事故ある場合は、議長代理が進行する。

## (事務局)

第6条 連絡会議の事務局は、酒田市社会福祉協議会地域福祉課に置く。

## (補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項等は、連絡会議での協議を経て、議長が定める。

## 附則

この要領は、平成30年7月5日から施行する。